

GDPR への暫定的対応について

一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会
コンプライアンス委員会

2018 年末を予定しておりました ESOMAR の「GDPR 行動規範（ドラフト）」の公表が、2019 年 1 月末以降に延期されることとなりました。背景事情としては、規制の大元となる EU 当局のガイダンス類の公表が遅れているため、とされています。

また、EU 委員会と日本政府との間で交渉が続いている「充分性認定」も 2018 年末までの妥結を予定していましたが、やはり越年を余儀なくされています。

EU 圏内での規制の詳細及び主要な対策が出揃わない段階で、日本側で取れる対策にはおのずと限界がありますが、クライアントからの問い合わせ対応等に苦慮しておられる会員社も少なくないと思われます。

そこで、あくまでも暫定的な対処策ではありますが、EU 圏内で調査プロジェクトを実施しておられる会員社におかれましては、改めて以下の対応を徹底していただきますよう、よろしくお願いいたします。

1) 本人同意を確実に取得する

- ・ 調査プロジェクトの参加者に対し、「調査結果の集計・分析のために個人データを収集することがあるが、調査の目的以外には使用しない」こと、「個人データを収集した場合には、日本に移転された上で分析に用いられる可能性がある。なお、日本政府と EU 委員会との間では互いの個人情報保護法制が同等のレベルにあると認める“充分性認定”の協定が締結される見込みである」ことを表明した上で、参加意思（同意）を確認してから調査を開始する（収集する個人データの種類や使用方法等の詳細までは触れない）。
- ・ 例えばオンライン調査では、アクセスパネルからの参加者を含めて最初の画面で上記の同意を求めるメッセージを掲示し、同意者のみに調査を行う。
- ・ 例えばグループインタビュー等の、参加者との直接的な接触が可能な調査手法の場合には、メッセージを书面化し、本人のサインによる承諾を得る。

2) クライアントに理解を求める

- ・ 現時点では、上記 1) の対応で大きな問題は生じえないことを確認しており、安心して調査を発注いただきたいことを伝える。
- ・ 国際的な市場調査団体（ESOMAR）が EU 規制当局と折衝を続けており、ESOMAR と提携している JMRA の会員社においては GDPR 規制を適切にクリアできる見通しが立っていることを伝える。
(合わせて、正式発表には今しばらく時間を要することをご理解いただく)。

※ 1) 以上の対策は、JMRA 会員社が EU 現地の調査会社等にオンライン調査やグループインタビューを委託し、個人データを含む結果情報を受け取るケースを想定しています。それ以外で、判断に迷われるケース等の場合には、個別に JMRA 事務局までご相談ください。

※ 2) ESOMAR の「GDPR 行動規範」（少なくともドラフト）が公表されていない段階で、JMRA として提示書類の「ひな型」をお出しすることはできません。英訳を含め、会員社個々のご判断で対応をお願いします。

以上